

検査業務関係について

独立行政法人
自動車技術総合機構
近畿検査部

注意事項

- この資料に記載されている内容につきましては、適用される年式、車種等、すべてに対応しているわけではありません。詳しくは「独立行政法人 自動車技術総合機構 審査事務 規程」をご覧ください。
- <http://www.naltec.go.jp/publication/regulation/shinsajimukitei.html>

OBD検査について

OBD検査とは

- OBD検査は、検査用スキャンツールを用いて車両から読み出す特定DTC（保安基準不適合となる故障コード）等に基づき、OBD検査システムが自動で合否判定する仕組みです。
 - OBD検査の対象となるのは、令和3年10月以降に指定※を受けた型式指定自動車、多仕様自動車で、電子制御システムが搭載された5装置（排ガス対策、安全系各装置）が対象となっています。
- ※新型車（いわゆるニューモデル）が対象。輸入車（PHP、並行車は対象外）については令和4年10月以降の指定。

<OBD検査の流れ>



<OBD検査の適用車>

- 令和3年10月（輸入車は令和4年10月）以降の新型車（型式指定車、多仕様車）

<OBD検査の適用除外車>

- 二輪自動車、側車付二輪自動車
- 被けん引自動車
- 大型特殊自動車
- 保安基準細目告示1節適用外自動車（並行輸入車、PHP車、組立車、試作車等）

※輸入車の型式指定車はOBD検査対象

<OBD検査の対象装置>

- かじ取装置（高度運転者支援ステアリングシステム）
- 制動装置（ABS、ESC、EVSC、BAS、AEBS）
- 車両接近通報装置（AVAS）
- 自動運行装置
- 排出ガス発散防止装置



<追加されたOBD検査の対象装置>

- 原動機及び動力伝達装置（ACPE）
- 車線逸脱警報装置（LDWS）
- 側方衝突警報装置（BSIS）

規程9-13より作成

P211～P216

OBD検査の対象車

- OBD検査対象車の車検証には、**「OBD検査対象」**の記載があります。
- OBD検査対象の記載がある車両のうち、**「OBD検査開始年月日」以降**の検査時にOBD検査を実施する必要があります。（初度登録（初度検査）年月から10月を経過していない場合はOBD検査不要）

自動車検査証 令和 4年 12月 1日 東京運輸支局長 411230000001

品川 399 さ 1234 令和 4年12月 普通 乗用 自家用 98765 0001

コクドコウツウ 箱型 軽乗用車又は軽貨物車

SHADA1-001 ガソリン 1.59

ZXX-ABC99 ARD-3E 750 600

1350 1625 448 173 149

国土 交通

OBD検査対象

この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがあり、その中で大切に使用・保管してください。

<車検証ICタグ情報>

備考

OBD検査対象車

〔OBD検査開始年月日〕 令和 8年 8月 19日

（記録事項を出力した紙又は車検証閲覧アプリで確認可能）

（検査例）

検査日が令和 8年 8月 1日 → OBD検査は**不要**
検査日が令和 8年 9月 1日 → OBD検査が**必要**

<車検証券面記載>

備考

OBD検査対象

具体的な車種はOBD検査ポータルで確認可



<https://www.obd.naltec.go.jp/>



検査要否は

システム・アプリで確認可能

OBD検査結果参照システム

検査対象型式検索

型式： 必須 (完全一致)

初度登録年月または初度検査年月： 必須 令和 年 月

検索

OBD検査モード

検査要否確認

OBD検査結果参照システム
(<https://www.epti-info.naltec.go.jp/>)

特定DTC照会アプリ

OBD検査に関する基準(適合条件)

- OBD検査では、排ガス対策装置と安全系装置で判定基準が異なり、排ガス対策装置の適合条件は、必要な電圧が確保されているか、また、レディネスコードが1つ以上完了となっているか等の複数の条件を満たす必要があります。
- 安全系装置については特定DTCが検出されないこと、となっており、排ガス対策装置含めてすべてが適合の場合に「OBD検査適合」となります。

(参考) OBD検査に適合となる条件 (規程9-13より作成)

装置	適合条件
排ガス対策装置	・ OBDに必要な電圧が確保されている。 ・ MIL (排ガスに係る警告灯) 信号がONでない。 ・ レディネスコード※が1つ以上完了である。 ・ 特定DTCが検出されない。 ・ 通信成立性が確保されている。 ※ 排ガス系システムの自己診断完了時に記録されるコード
安全系装置	・ 特定DTCが検出されない。



排ガス (J-OBD II またはWLTP-OBD)		
電圧	○	12.3V
MIL	○	OFF
レディネス	○	適合
通信	○	成立
特定DTC	○	適合
安全		
通信	○	成立
特定DTC	○	適合

特定DTC照会アプリの表示
(OBD検査結果詳細画面)

➡ すべての条件を満たした場合に「OBD検査適合」

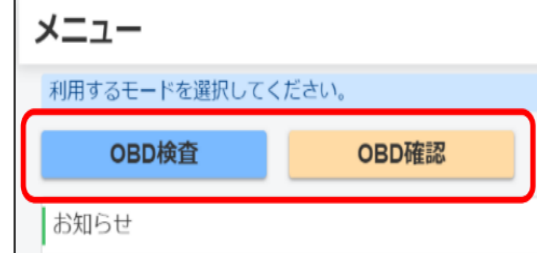
検査場でのOBD検査省略について

- 特定DTC照会アプリには、「OBD検査」モードと「OBD確認」モードがあります。
「OBD検査」モードは、指定工場で完成検査時に使用する機能、「OBD確認」モードは、OBD検査の合否を事前確認できる機能です。
- 認証工場が事前に「OBD確認」を行うと、検査コースでのOBD検査が原則省略されます。

5日間有効

Q 「OBD検査」モードと「OBD確認」モード、結果は全く同じ？

- ・ OBD検査が必要な車両に対する実施結果は同じです。
システムで判定する方法に違いはありません。
〔OBD検査が不要である車両に対して実施する場合は制約があり、実際の検査で行われる判定の方法とは一部異なります。〕



検査場でのOBD検査省略について(続き)

Q 検査場の検査官は「OBD確認」を事前に実施したかどうかをどうやって判断する？

- OBD確認の結果は、OBD検査システムに保存されており、そのデータを検査官が持っている端末で確認する仕組みになっています。
- そのため、**実施結果を紙に印刷して持参する等の必要はありません。**

OBD検査省略だな！



Q 『原則省略』の、“原則”に当てはまらない（省略されない）場合とは？

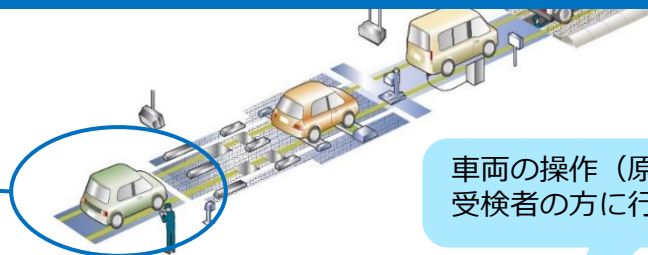
- システムが自動的に抽出し、一定の割合で「**抜き取り検査**」を実施します。
- その他、OBD確認の結果に基づき、一定の条件で抜き取りが行われる場合があります。

- 読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- 使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

検査場に入場する際のお願い

検査場でのOBD検査

- 検査コースの入口で実施します



車両の操作（原動機の始動、停止など）は受検者の方に行っていただきます。

- 検査担当者が、検査用スキャンツールを車両に接続します



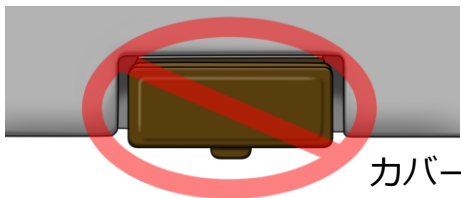
- 検査官がOBD検査結果を端末で確認します



OBD検査システム

- 不適合の場合は、検査結果帳票を出力します

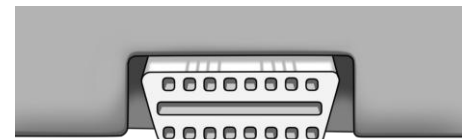
OBD検査対象車は、事前にOBD確認を実施したか否かにかかわらず
検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。



カバー



他の装置



OBD検査に関する情報・お問い合わせ先

■ OBD検査ポータル

OBD検査に関する総合情報ウェブサイト

- はじめてOBD検査システムをお使いいただく方向けのさまざまな情報
- 重要なお知らせ・トピックス
- 利用者管理システム・検査結果参照システムへのログイン（事業場ID申請等をあらかじめ済ませてください）
- OBD検査対象車型式（車種）一覧
- 検査用スキャンツールの認定機器一覧（（一社）日本自動車機械工具協会（外部サイト）へのリンクとなります）
- よくある質問、お問い合わせフォーム（メールでの回答となります）
- 操作マニュアル・学習教材・動画

OBD ポータル



<https://www.obd.naltec.go.jp/>



■ 国土交通省

- ユーザー向けちらし
- 関係会議
- 関係法令・通達

国土交通省 OBD



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD.html



■ OBD検査コールセンター

オペレーターに電話で相談

0570-022-574

9:00 ～ 17:00（12月29日から1月3日を除き、年中無休）

検査時の注意点及び 最近改正された基準について

令和8年8月から実施している ヘッドライト(ロービーム)の審査方法について

- ・初回検査時、再入場時を問わず、ロービーム計測のみ実施

令和8年8月～

平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車除く。）



対象自動車の前照灯の審査については、全車ロービーム計測のみで審査を行います。

（再入場時であっても、ハイビーム計測は行いません。）

P220~P221

オートライト装着車の検査時のお願い

オートライト（夜間走行中に前照灯が自動点灯する車）については、検査場内を走行時に前照灯が自動で点灯する場合があります、マルチコースのスピードメーター検査時にライトでの合図ができない場合があります。

必ず、入口の検査官にオートライトの車両であることをお知らせください。

審査時車両状態におけるABSテルテールについて

一部の車種において、自己診断のため、エンジン始動時にABSテルテールが点灯/点滅し、ABSの機能が正常であれば一定の車速に達した後、消灯する構造のものがああります。

そのような構造による一時的な点灯等は、「継続して点灯又は点滅」に該当しないと判断しますので、該当する車両を受検される場合は、検査官に申し出てください。

P222

「審査時における車両状態」抜粋

原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。なお、原動機始動時の自己診断のために点灯又は点滅していることが明確なものは、「継続して点灯又は点滅」には該当しない。



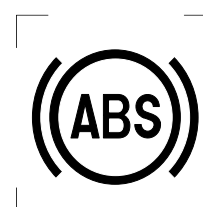
前方のエアバッグ



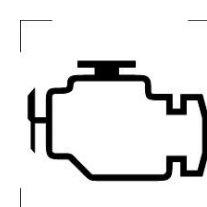
側方のエアバッグ



制動装置



ABS



原動機

二輪自動車等のアイドリング規制について

ポスト新2輪規制の二輪自動車等について、アイドリング規制の値が厳しくなっておりますのでご注意ください。

項目	CO(%)	HC(ppm)	ガス記号など
旧2輪規制 (平成11年規制)	4.5	2000	BC-、BD- (備考欄記載:11年排ガス適合)
新2輪規制 (平成19年規制) (平成28年規制)	3.0	1000	EAL-、EBL-、ELL- (備考欄記載:19年排出ガス適合) 2AL-、2BL-、2LL- (備考欄記載:28年排出ガス適合)
ポスト新2輪規制 (令和2年規制)	0.5	1000	8AL-、8BL-、8LL- (備考欄記載:令和2年排出ガス適合)

高圧ガスの燃料装置に係る審査の手法変更について

令和5年12月21日以降、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車は次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式16による「ガス容器等再試験結果証明書」により審査します。

- ① 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第49条第1項及び第49条の4第1項に規定されている試験機関
- ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関

P227～P228

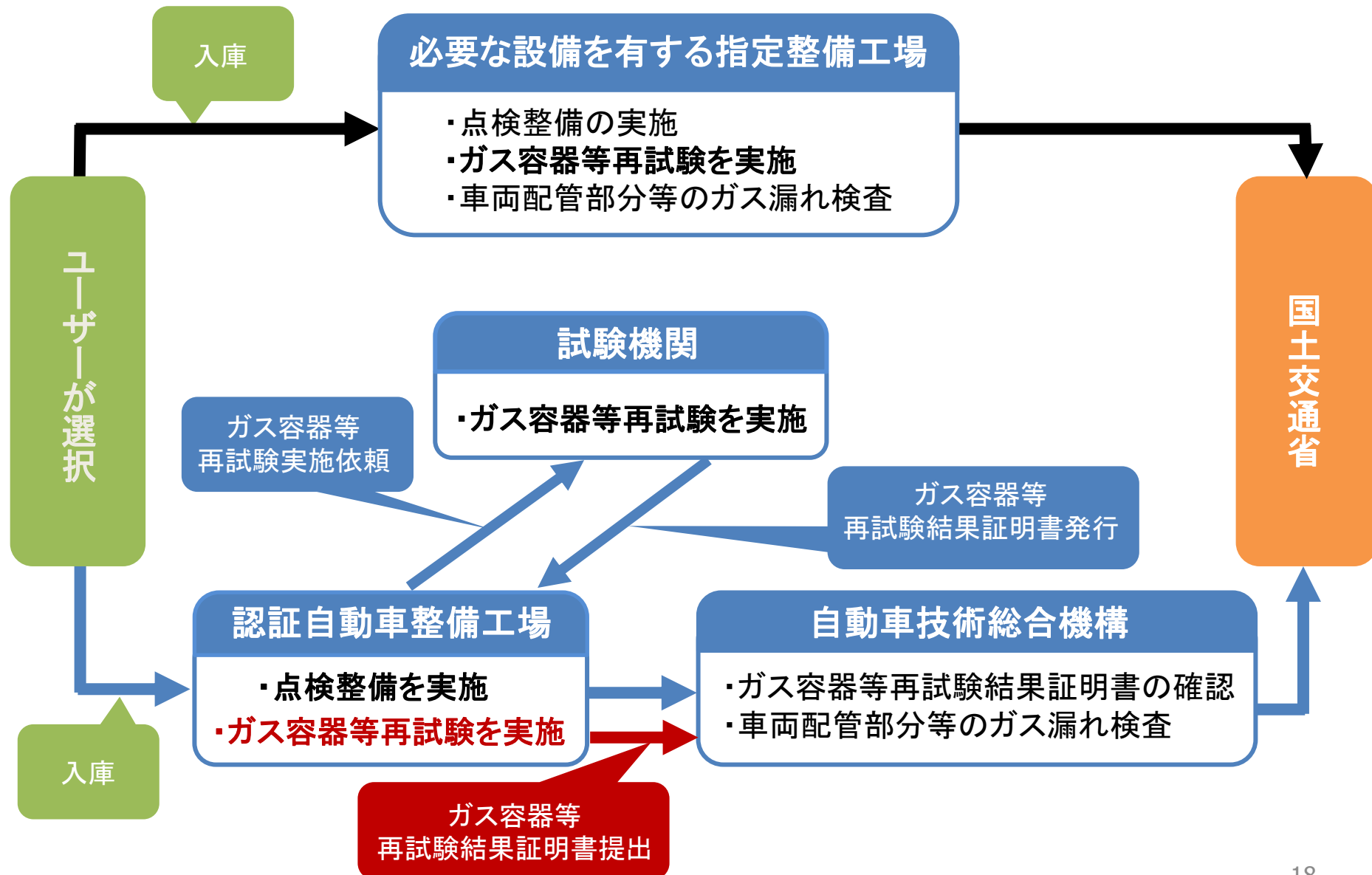
高圧ガスの燃料装置に係る審査の手法変更について

次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱います。

- ① ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限(ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年2か月後の日とする。)が審査日以降であること。
- ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること。
- ③ ガス容器及びガス容器附属品(目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面)が著しく損傷していないこと

。

ガス容器及びガス容器付属品の再試験適合性について



高圧ガスの燃料装置に係る審査の手法変更について

様式 16 (4-25 関係)

ガス容器等再試験結果証明書

次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1.に掲げる技術基準のうちレ点を付した基準に適合していることを証明いたします。

車名: _____ 型式: _____ 車台番号: _____

1. 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。）

	技術基準
☐	細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
☐	細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
☐	細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限

有効期限: _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※ガス容器等再試験を実施した日の1年2か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

	容器の製造番号又は容器の記号及び番号	容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1		3
2		4

※記載欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果

○陸車

容器証票に記載された車台番号の確認	適 ・ 否
車載容器検査証票に記載された有効可搬期限の確認	適 ・ 否

○ガス容器

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否
衝撃性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）	適 ・ 否

○ガス容器附属品

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

- (1) 本証明書は、道路運送車両法施行規則第36条第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項又は第42条第1項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。
- (2) 本則 4-25 (1) に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に相違ありません。

試験機関等の名称及び所在地: _____

確認者の氏名: _____

1. 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器付属品の再試験に係る部分に限る）

・燃料の種類に応じ、適合している技術基準（複数の燃料を用いる自動車にあつては、該当する基準）に✓が付されていることを確認する。

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限・記載されている有効期限が、審査当日以降の日付であることを確認する。

3. ガス容器一覧

・記載されている容器の製造番号/容器の記号及び番号と提示された自動車に貼付けされている車載容器一覧証票に記載されている容器の製造番号/容器の記号及び番号が一致していることを確認する。

4. 燃料の種類に応じ対象となる項目について、「適」に○が付されていることを確認する。

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

・法令に基づく書面であり虚偽記載がないこと、適切な試験機関にて発行された書面であること。

改造自動車届出制度の見直しについて

P223

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和8年3月

改造自動車届出制度の 見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、**令和8年10月1日から**適用することとしましたのでお知らせします。

- 同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「**現車審査のみ**」に移行します。
- 改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

- ◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車においては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕
- ◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合においては地方検査部又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領
改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領により実施

※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

提示期限 令和8年3月31日

- ①改造の届出方法が変わります
- ②一部の改造が届出不要になります



届出書等の提出先について、以下のとおり変更となります。

最寄りの事務所等に提出



受検事務所等に提出

※制動装置、燃料装置等の近畿検査部への届出が必要だった改造についても、受検事務所への届出が必要となります。

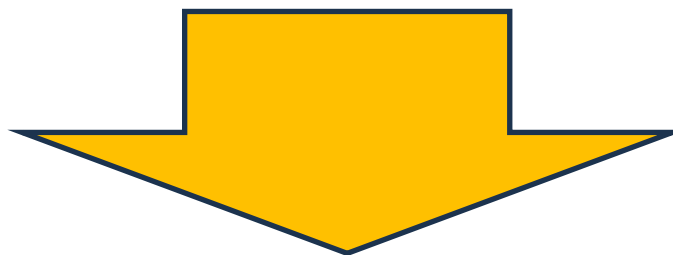
新規検査等届出

新車

カテゴリ変更

改造自動車届出

エンジン載せ替え
等



新規検査等届出

保安基準適合性を事前に審査する必要があるもの

○受検する事務所に届出する(代表届出は検査部)

検査に先立って、事前に新規検査等届出書の審査が必要な事例 (使用過程車)

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年3月

用途等の変更をする使用過程車等 は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し、現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く)

- ① 使用の過程にある自動車(一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。)
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの(アからエに移行する指定自動車等(乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。))及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。
 - ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車

※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特殊用途自動車を含む。
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの(認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。)
- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの(認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。)
- ④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トン超え11.5トン以下に変更するもの(後軸重10トン超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。)

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

【事例1】

総重量3.5t 以下の貨物自動車を架装することにより重量が増加し、車両総重量が3.5tを超えた場合。

【事例2】

型式が「不明」の並行輸入自動車の用途を「乗用」から「貨物」に変更する場合。

【事例3】

用途が「乗合」である乗車定員11人以上の自動車を、用途が「特種」の乗車定員9人以下の自動車に変更する場合。

※上記の事例以外にも、事前に新規検査等届出書を提出し、審査が必要な場合がありますので、詳細は審査事務規程をご確認下さい。

P224

新規検査等届出書および並行輸入自動車届出の オンライン届出ができるようになりました！

P225~P226

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和6年10月28日(月)より並行輸入自動車の
事前書面審査の届出がオンラインで可能になります！

自動車技術総合機構オンライン届出システム

- 届出の作成**
各種届出、申請を行います。
- 初めての方**
書面審査システムの操作方法に関するマニュアルを掲載しています。
- よくある質問**
申請についてよくあるご質問を掲載しています。

専用システムからなら届出が24時間可能に！！

並行輸入自動車の事前書面審査について、インターネットの専用システムにて、必要項目の入力や添付資料のアップロードにより、オンラインでの届出を開始いたします。また、オンラインにて届出をする場合、24時間届出することが可能になります。

なお、オンライン届出に対する機構での受付は原則開庁日の業務時間内になります。

審査状況の確認やメールによる通知で受検までスムーズに！！

これまで、対面や電話にてご確認頂いていた審査状況がシステム内でリアルタイムで確認可能です。また、届出時の資料の差し替え(補正)もシステム内メッセージにて、登録いただいたメールアドレス宛に通知されますので、お手際のタイミングで確認でき、受検までスムーズに進めます。

また、原本の提出や提示が必要な書類については、現車審査当日に確認をいたしますので、忘れずにお持ち下さい。確認ができない場合は検査が終了しますのでご注意ください。

システムの概要は
以下よりご覧下さい。



<https://youtu.be/ytmNFZGvi3o>
YouTube掲載動画へのリンクです。

システムサイトへのURLにつきましては、後日、自動車機構HPよりご案内いたします。

その他のシステムについてのお問い合わせは、以下の宛先までお願いいたします。
自動車技術総合機構 企画部企画課 (TEL:03-5363-3441)

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年4月21日(月)よりオンライン届出システムにて
新規検査等届出のオンライン届出も可能になります！

自動車技術総合機構オンライン届出システム

- 新規検査等届出**
新規検査等届出の受付は、申請が可能です。
- 並行輸入自動車届出**
並行輸入自動車届出の受付は、申請が可能です。
- 初めての方**
自動車技術総合機構オンライン届出システムの操作方法に関するマニュアルを掲載しています。

専用システムからなら届出が24時間可能に！！

現在、並行輸入自動車事前書面審査に対応しているオンライン届出システムにて、新たに新規検査等届出の対応を開始します。

インターネットの専用システムにて、必要項目の入力や添付資料のアップロードにより、オンラインでの届出を開始いたします。また、オンラインにて届出をする場合、24時間届出することが可能になります。

なお、オンライン届出に対する機構での受付は原則開庁日の業務時間内になります。

審査状況の確認やメールによる通知で受検までスムーズに！！

これまで、対面や電話にてご確認頂いていた審査状況がシステム内でリアルタイムで確認可能です。また、届出時の資料の差し替え(補正)もシステム内メッセージにて、登録いただいたメールアドレス宛に通知されますので、お手際のタイミングで確認でき、受検までスムーズに進めます。

また、原本の提出や提示が必要な書類については、現車審査当日に確認をいたしますので、忘れずにお持ち下さい。確認ができない場合は検査が終了しますのでご注意ください。

オンライン届出システムへは、以下のURL又は、
機構HPよりログインください。

<https://naltec.sss.service-now.com/naltec>

その他のシステムについてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。
自動車技術総合機構 企画部企画課 (TEL:03-5363-3441)

システムの概要説明は
以下よりご覧下さい。



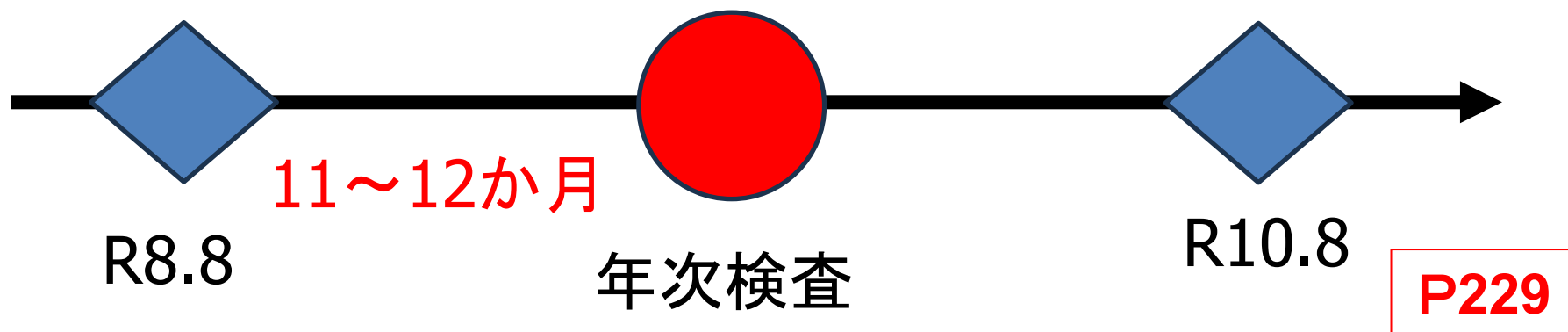
<https://youtu.be/y2kHhcg64Q>
YouTube掲載動画へのリンクです。

年次検査の取扱いについて

通常の自家用乗用車



日本版ライドシェアで使う乗用車



年次検査の取扱いについて

検査の受付等

- ・インターネット予約システム「継続」枠で予約
- ・自動受付装置、検査窓口にて受付。
- ・タクシー事業者が申出書を準備
- ・手数料は証紙1500(1600) 円

様式1 (年次検査受検申出書)

年次検査専用

受付日 年 月 日

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長 宛

年次検査受検申出書

下記の事項について「自動車運用事業における自動車運用の車両整備管理について（令和5年3月20日国土交通省令第283号）」に定められた年次検査の受検を申し出ます。

記

【車両情報】
車 種 番 号 : _____
車 台 番 号 : _____

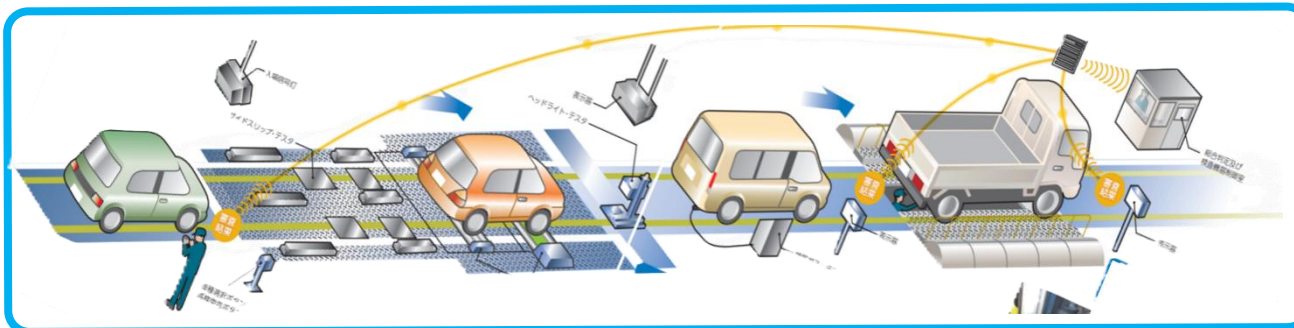
【関係者情報】
法人タクシー事業者名 : _____
法人タクシー事業者住所 : _____
受 検 者 氏 名 : _____
受 検 者 通 信 先 : _____

予約確認欄

年次検査手数料用書証紙貼付欄

申出書

継続検査
と同様



P229

検査票、申出書は検査コースで回
収し、結果と領収書を手交します

様式1（年次検査の審査結果通知）※例

年次検査の審査結果通知		
受検日	受検番号	受検番号
令和5年10月10日	1111111111	1111111111

※この通知書は、検査の結果、合格または不合格の審査結果を通知するものです。合格の場合は、検査コースで回収し、不合格の場合は、検査コースで回収し、結果と領収書を手交します。

様式2（年次検査の領収書）※例

年次検査の領収書	
受検番号	1111111111
受検番号（受検機関）	1111111111
金額	1,800円（消費税10%250円）
※、自動車検査センター、及び自動車検査センターとして 上記の領収書を作成しました。	

検査後は国窓口へ行く必要なし。

年次検査では限定検査証は
交付できません。

不適合でも領収書を手交します。

P229

不適切な補修等の改正について

- ① 自動車の長さ、幅又は高さに影響を及ぼす板又はパイプその他の車体の外形に馴染まないものを、自動車の外側の表面上に取付ける等の胡乱な状態であるとき

- ② 保安基準に適合させるために取付けられた装置であって指定自動車等と異なると認められるものについて、検査後に取外される一時的な取付け等の疑いがあり、受検者から当該構造の合理的な理由が説明されないとき

P230~P231

座席ベルトの非装着時警報装置の装備義務拡大について

【対象自動車】

令和2年9月1日以降の新型車

(令和2年8月31日以前の型式自動車等と装置の性能及び基本車体構造が同一である自動車等は除かれます。)

【座席ベルトの非装着時警報装置の装備が必要な座席】

- ①運転者席及びその他の座席に装備が必要な自動車
 - ・専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車
 - ・貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車
- ②運転者席及びこれと並列の座席に装備が必要な自動車
 - ・専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車
 - ・貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車

※補助座席、キャンピング車の2列目の座席等除外される座席もあります。詳細は、審査事務規程をご確認下さい。

直前及び側方の視界にかかる基準の変更について

【対象車両】

- ・乗車定員10人未満の乗用車
- ・車両総重量3.5t以下の貨物車

【変更内容】

①視認により確認する場合の範囲の変更

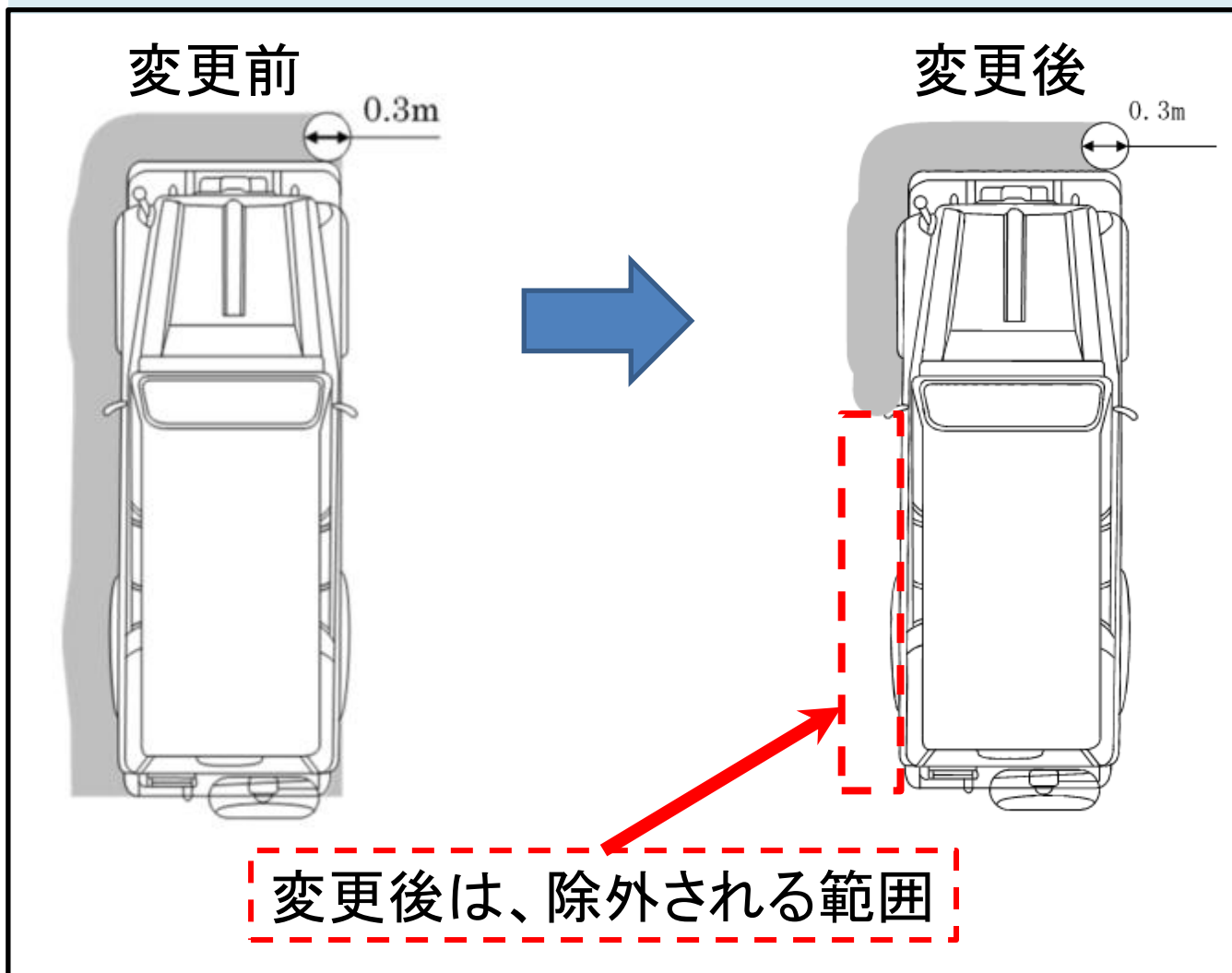
車室外に備えられた基準に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より後方の範囲が除外となります。

②検知装置（ソナー等）の使用が可能

検知装置を使用する場合は、協定規則（UN R166）に適合する必要があります。

直前及び側方の視界にかかる基準の変更について

【視認により確認する場合の範囲】



直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

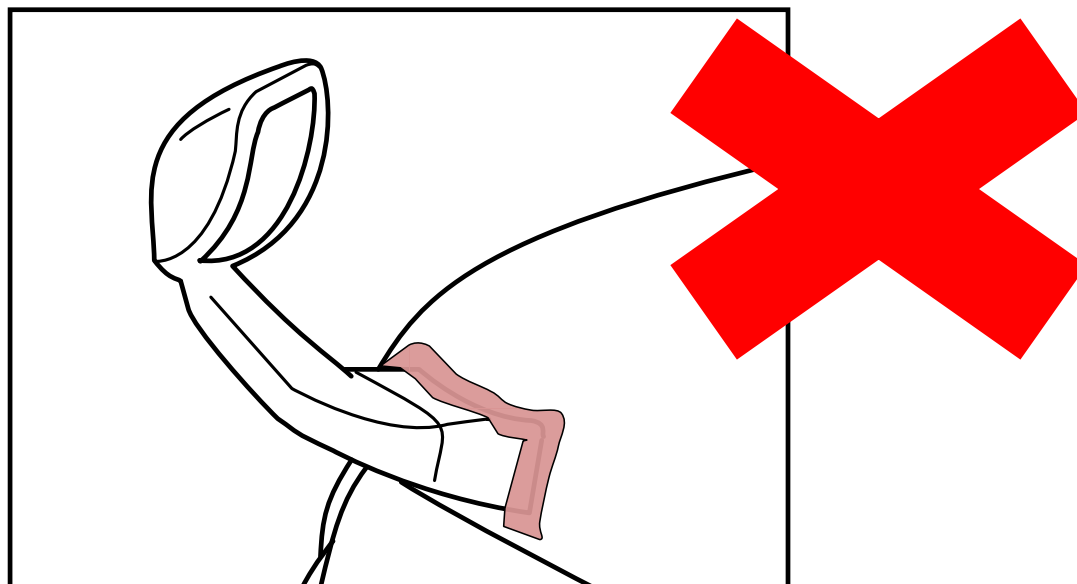
検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、
次の例によるもの及びこれらに類するものは基準に適
合しません。

P197

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

【不適合例1】

粘着テープ類(自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く)、ロープ類又は針金類により取付けられているもの



直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

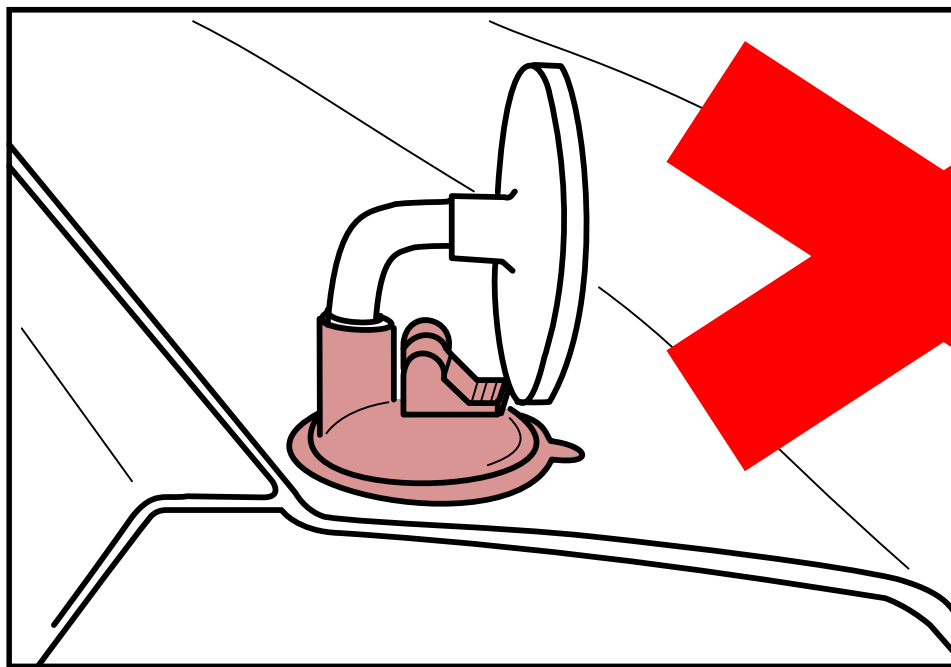
【不適合例2】

- ・挟み込み又は差込による取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの
- ・扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

【不適合例3】

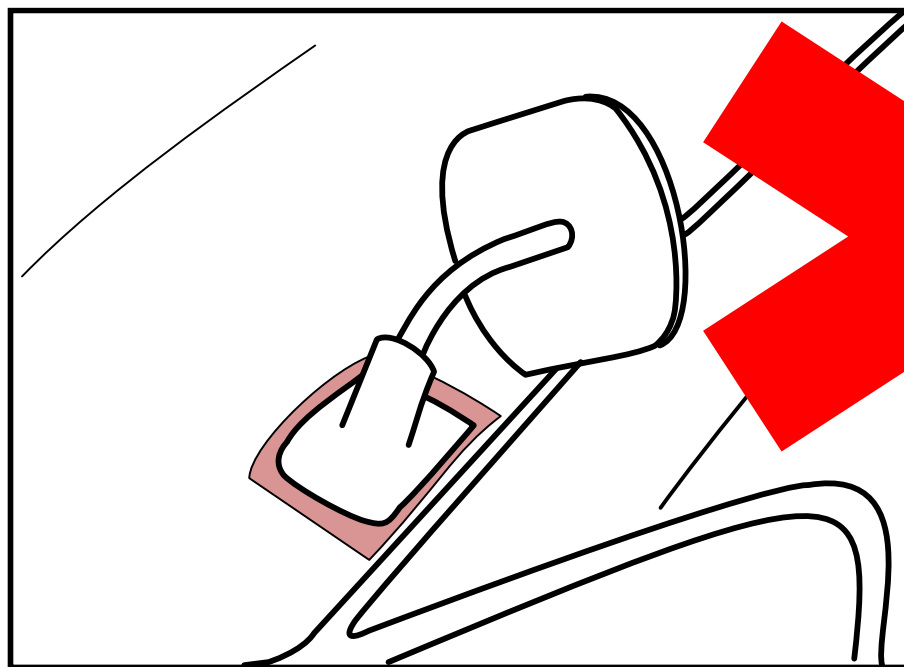
取付部が吸盤状であることが外観上明らかなもの



直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

【不適合例4】

貼付けされたシート等の上に接着固定等されているもの



直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

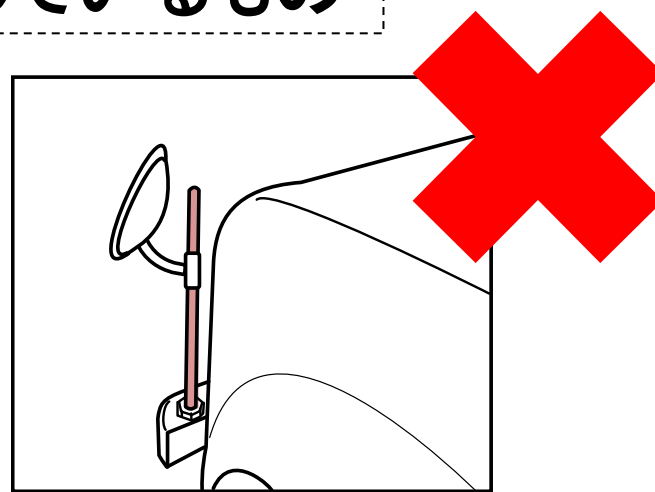
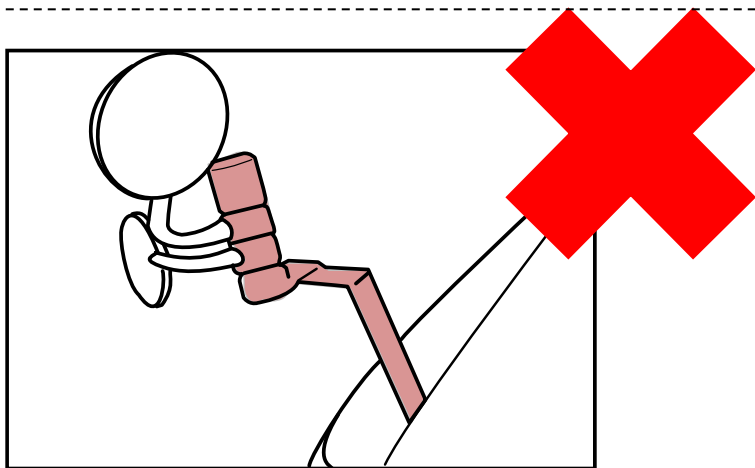
【不適合例5】

- 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの
- 当該装置を取付けた状態のままで、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

【不適合例6】

延長器具を介して取付けられているもの

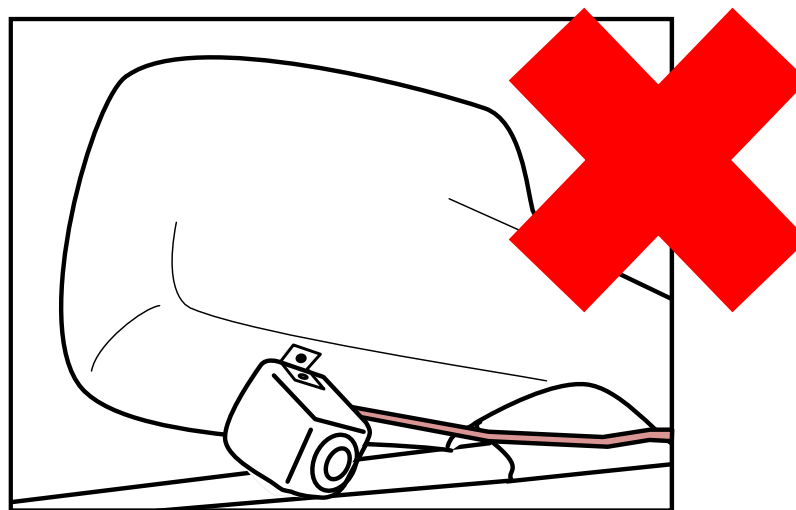


ただし、平成28年12月31日以前に製作された自動車であって溶接又はリベットにより結合され取り外すことができないもの等については、適用除外される場合もあります。詳細は審査事務規程をご確認下さい。

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

【不適合例7】

カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの。



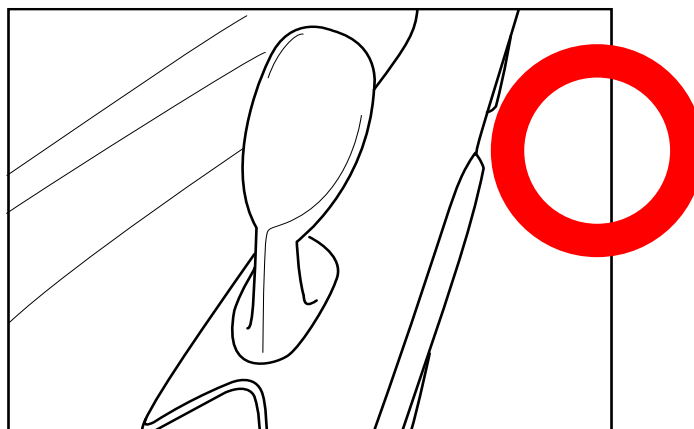
ただし、平成28年12月31日以前に製作された自動車については、必要最低限の配線部分は除きます。詳細は審査事務規程をご確認下さい。

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

平成29年1月1日以降に製作された自動車については、次のいずれかの構造を有するように取付けなければなりません。

【要件1】

- ・鏡体部及びその支持部により構成される装置は、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじによりバンパーを除く自動車の外側表面上に直接取り付けられていること
 - ・取付部付近の自動車の最外側より突出していないこと
- ※原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車等にあつては、溶接、リベット、ボルト、ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよい。

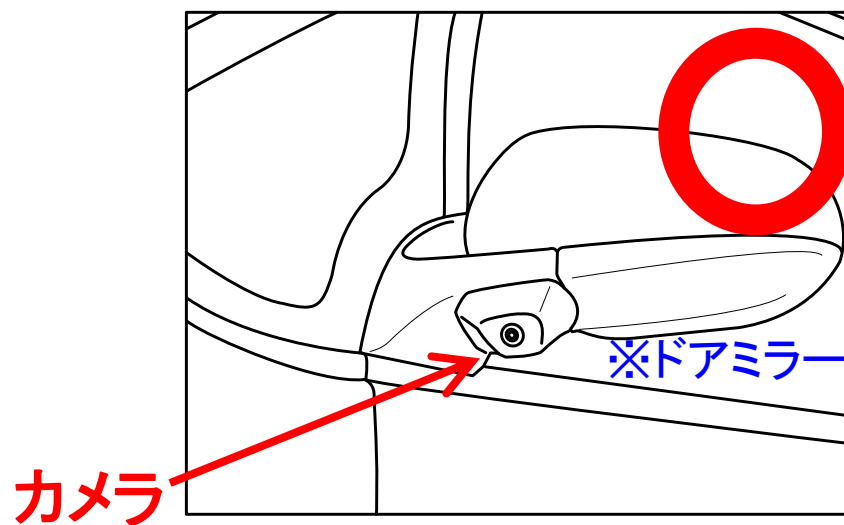
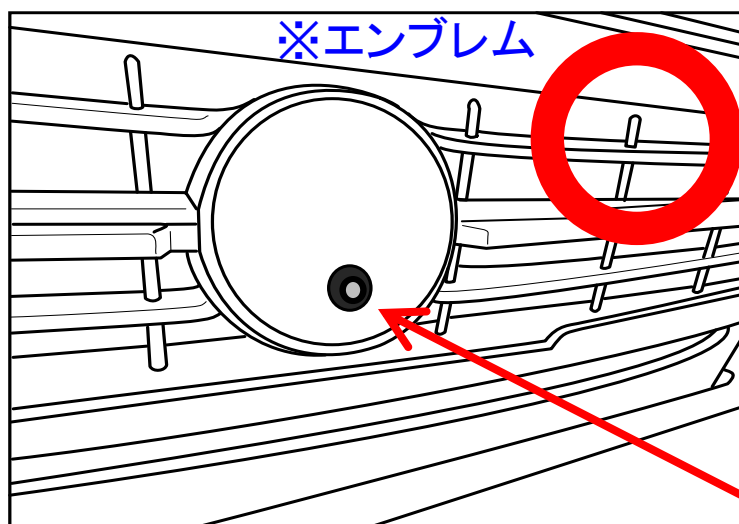


P196

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラの 取り付けについて

【要件2】

カメラ及び画像表示装置により構成される装置は、確実に取り付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造



後退時車両直後確認装置について

【対象車両 以下の自動車をのぞくすべて】

- ・二輪自動車
- ・側車付二輪自動車
- ・三輪自動車
- ・大型特殊自動車
- ・被牽引自動車
- ・レッカー車などの例外

補足

※継続生産車は令和6年11月1日以降適用
令和6年能登半島地震等に伴う影響により

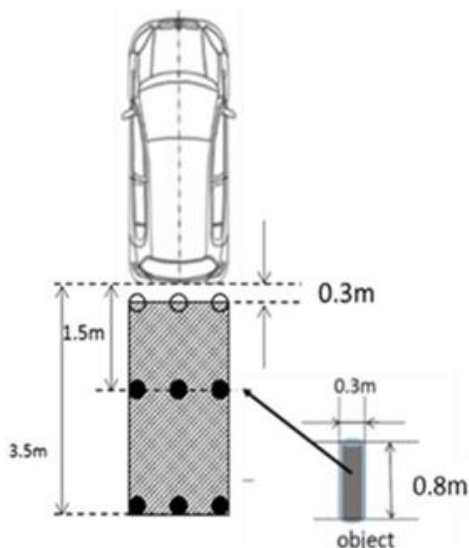
【適用時期】

- ・新型車 令和4年5月1日～
- ・新型車以外 令和6年5月1日～※

後退時車両直後確認装置について

【概要】

車両後退時における事故を防止するために、車両直後を確認できる装置の要件に適合する後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システム又はミラー）を、自動車に備えなければならない。



装置に求められる確認範囲
(バックカメラの場合)



バックカメラの一例
(日産セレナ)

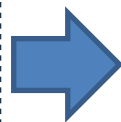
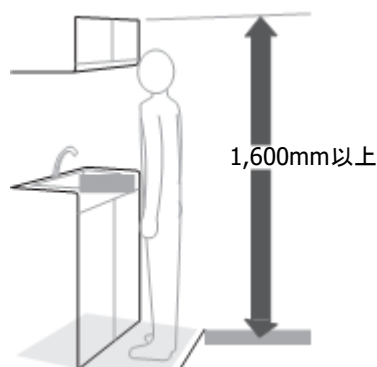
キャンピング車構造要件の見直しについて

① 水道・炊事設備を利用する床面の有効高さ見直し

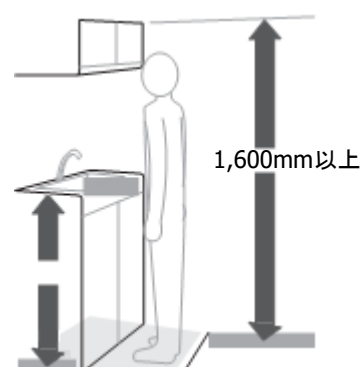
着座姿勢で利用可能な水道・炊事設備※について、これらを利用するための床面高さを1,200mmとしました。

※着座姿勢で利用可能な水道・炊事設備は、**高さ850mm以下**。

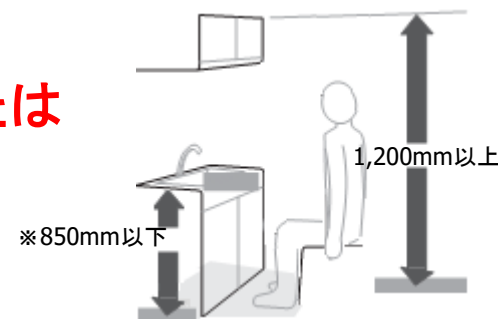
【改正前】



【改正後】



または



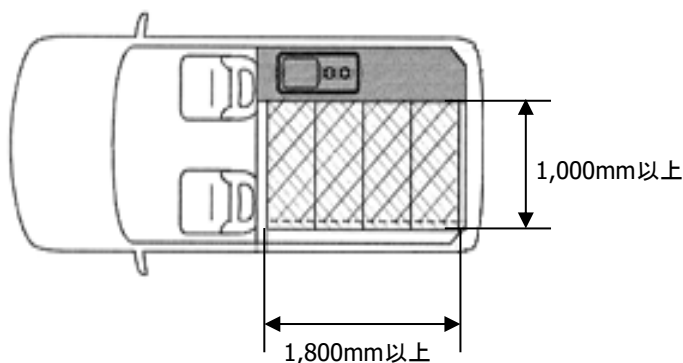
P152～155

キャンピング車構造要件の見直しについて

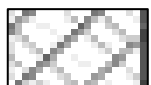
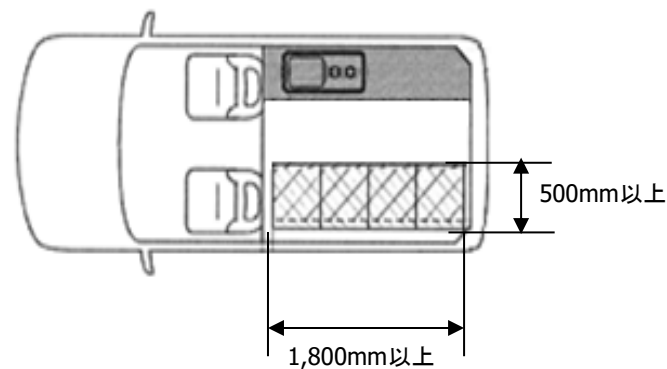
② 就寝設備の最低数の見直し

乗車定員3名以下の自動車について、就寝設備の最低数を大人2名分から1名分に変更しました。

【改正前】



【改正後】



: 就寝設備

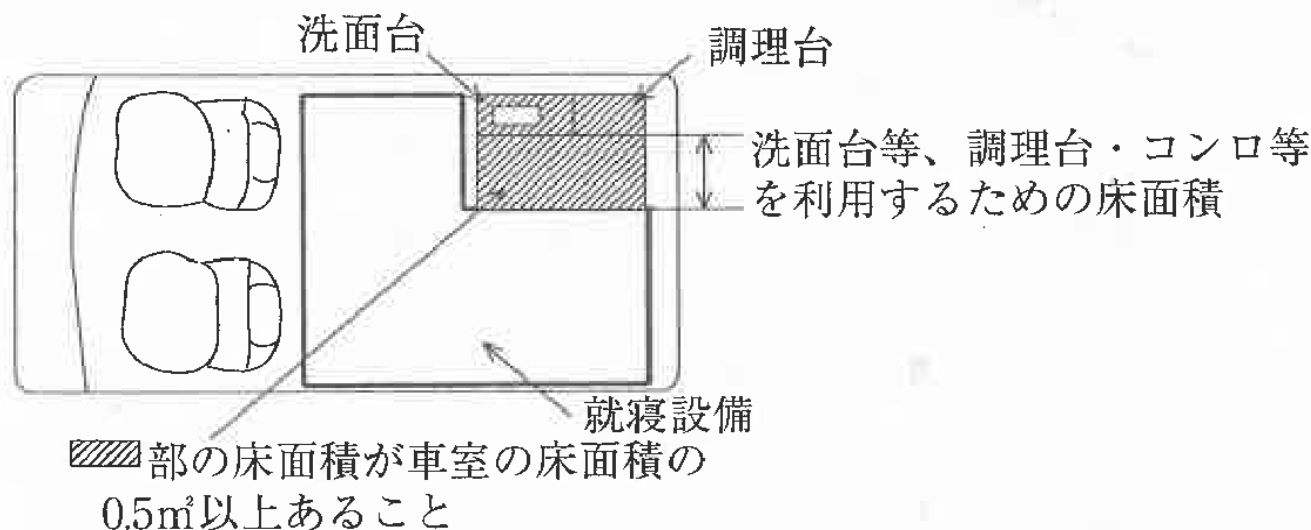
※ 大人一人当たりの就寝設備の寸法は、長さ1800mm以上、幅500mm以上。

キャンピング車構造要件の注意点について

水道設備の洗面台等及び炊事設備の調理台・コンロ等並びにこれらの設備を利用するための場所の床面への投影面積は、**0.5m²以上**あること

水道設備の洗面台等の投影面積＋炊事設備の調理台・コンロ等の投影面積＋利用するための者の足を置く床面積 $\geq$ **0.5m²以上**あること

例：水道設備0.5m²＋0.2m²＋利用面積 0 m²＝0.7m² $\geq$ 0.5m²



マフラー(消音器)に対する騒音対策

対象自動車:平成22年4月1日以降に製作された自動車

騒音低減機構を容易に除去できる構造の
マフラーの装着を禁止

【不適合例】

インナーサイレンサーがボルト止め、ナット止めにより
取り付けられており、恒久的な取り付けではないもの

P205

マフラー(消音器)に対する騒音対策

加速走行騒音規制適用車(H28年騒音規制以前) 車検証記載例

使用の本拠地の位置	
有効期間の満了する日	
備 考 平成12年騒音規制車、近接排気騒音値規制97dB マフラー加速騒音規制適用車	

マフラー(消音器)に対する騒音対策

加速走行騒音規制適用車(H28年騒音規制車) 車検証記載例

使用の本拠地の位置	
有効期間の満了する日	
備 考 平成28年騒音規制車、騒音カテゴリM1A1A 近接排気騒音値 85dB,測定回転数3,750rpm (旧基準適用時 測定回転数 4,500rpm) マフラー加速騒音規制適用車	

マフラー加速騒音規制 適合例(使用過程車)

【適合例1】 : 指定自動車等の標準の消音器

【適合例2】 : 性能等確認済表示(全開加速)
※定員11人以上又は車両総重量3.5tを超える自動車を除く

(表示例) 【△△△△】—○○○○○○○○○S

確認機関

EG1

原動機型式

識別番号

(性能等確認済表示例)



【適合例3】 : 性能等確認済表示(市街地加速)

(表示例) 【△△△△】—○○○○○○○○○P

EG1

80dB

近接排気騒音値

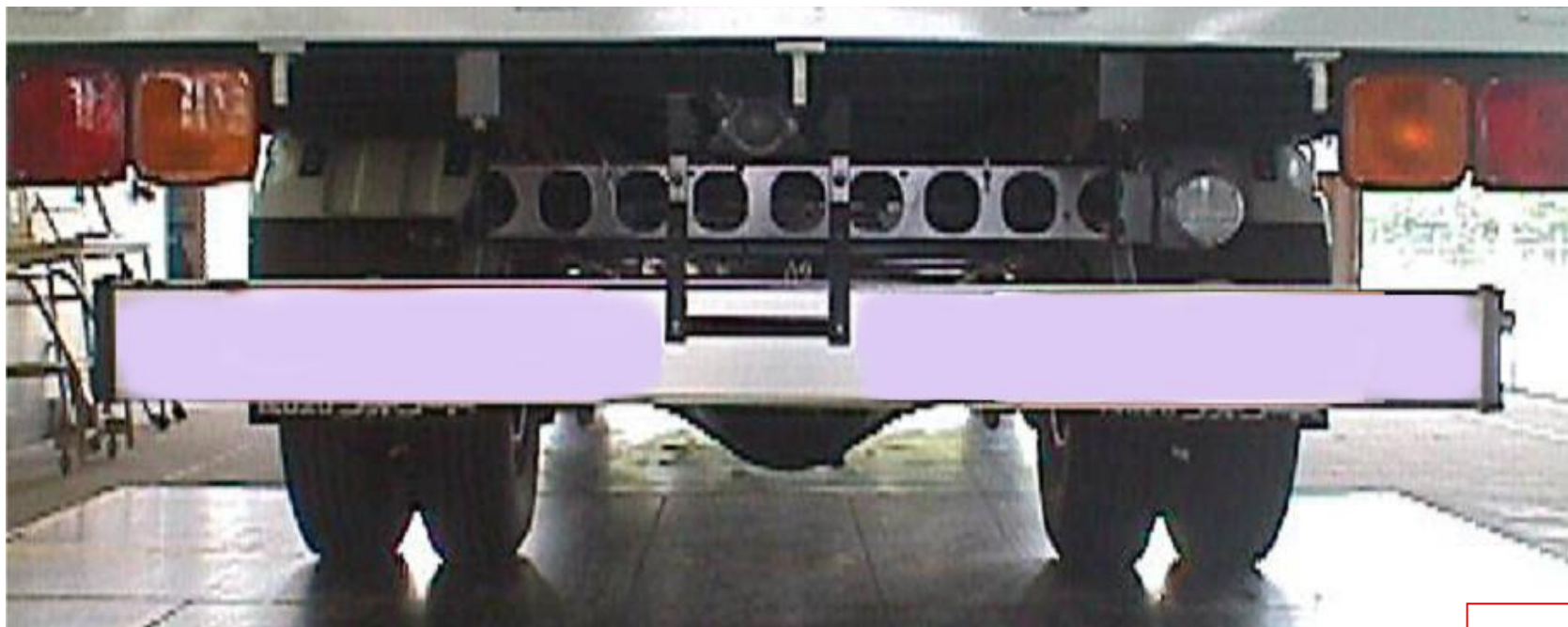
※その他にも適合する事例がありますので、詳細は審査事務規程をご確認下さい。

大型後部突入防止装置 協定規則第58号第3改訂版の適用について

【対象】

次の自動車に備える突入防止装置

- ・貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車
- ・ポールトレーラ



P190

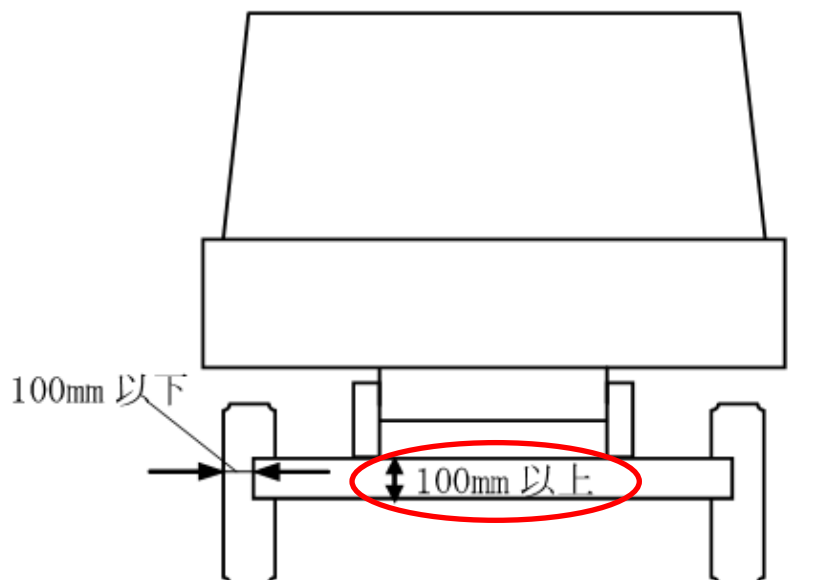
大型後部突入防止装置 協定規則第58号第3改訂版の適用について

(適用時期)

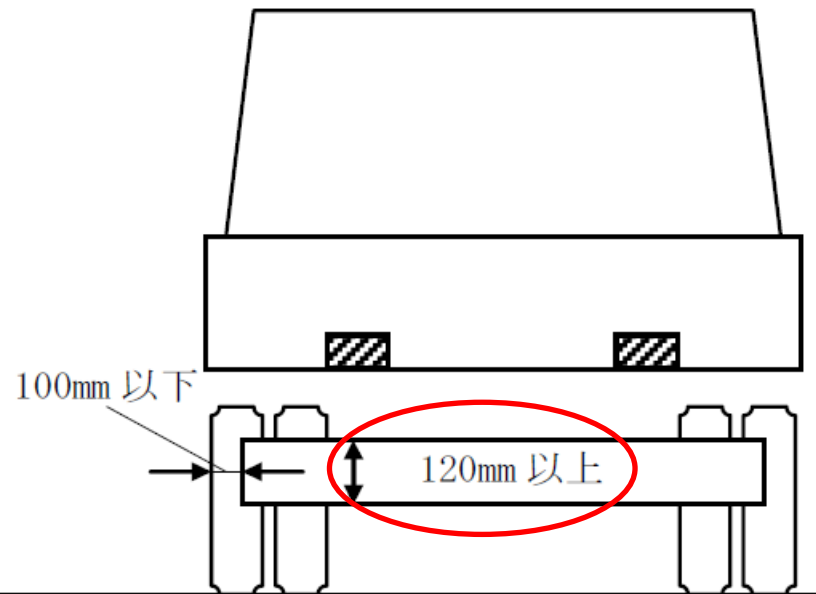
新型車：令和元年9月1日以降の製作車

継続生産車：令和3年9月1日以降の製作車

車両総重量8t以下の自動車



車両総重量8tを超える自動車



灯火器の個数、視認角度



【平成28年以降の製作車】

長さ6mを越える貨物自動車には、

- ・少なくとも後退灯が2個必要。
- ・左右対称に取付ける必要があります。

【平成18年以降の製作車】

後退灯、制動灯、方向指示器などの
灯火器を奥に移設している場合、視
認角度の要件を満たさない場合があ
ります。

灯火器の個数、視認角度

【平成28年以降の製作車】
長さ6mを超える自動車に後退灯を4個備えた事例



尾灯及び車幅灯が点灯していない状態では、後退灯は2個点灯している。
(車両中心線に対称の位置)



尾灯及び車幅灯が点灯している状態では、後退灯は4個点灯している。
(車両中心線に対称の位置)

連鎖式方向指示器について

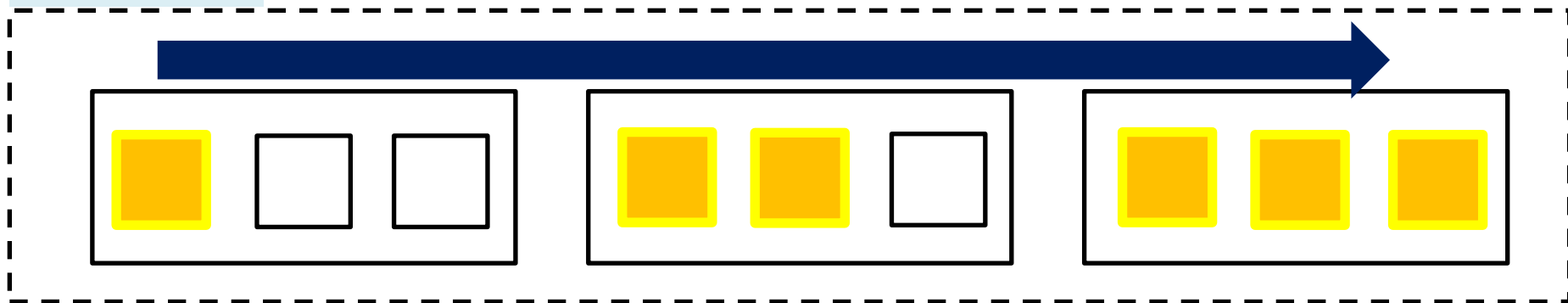
連鎖式方向指示器（いわゆる「シーケンシャルウィンカー」）とは

一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。

連鎖式方向指示器について

- ① 各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続ける
ものであること。

【適合例】



- ② 全ての光源は、同時に消灯するものであること。

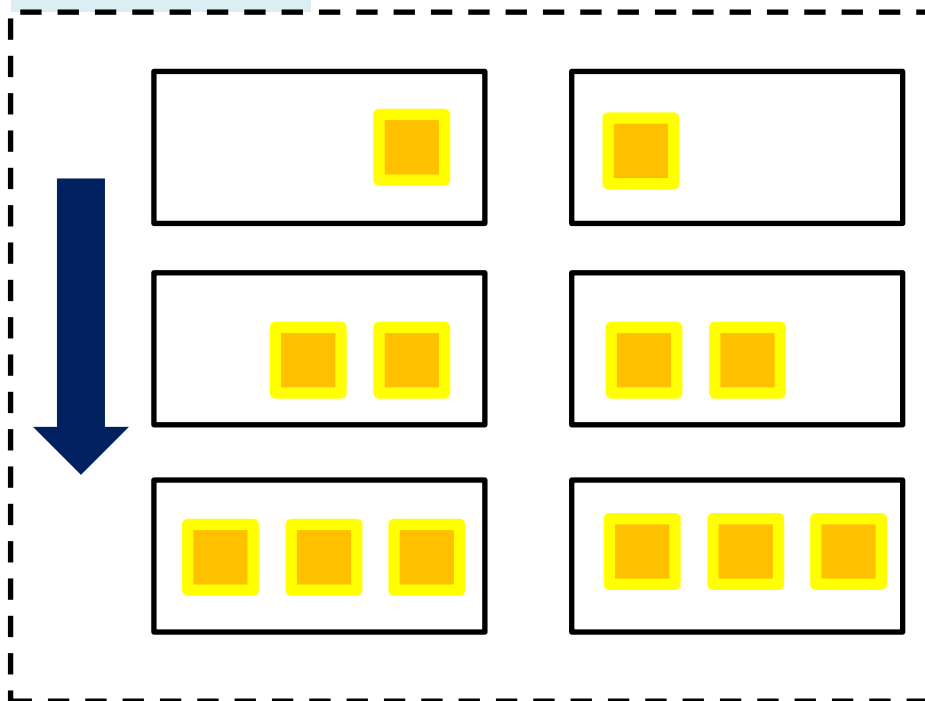
【適合例】



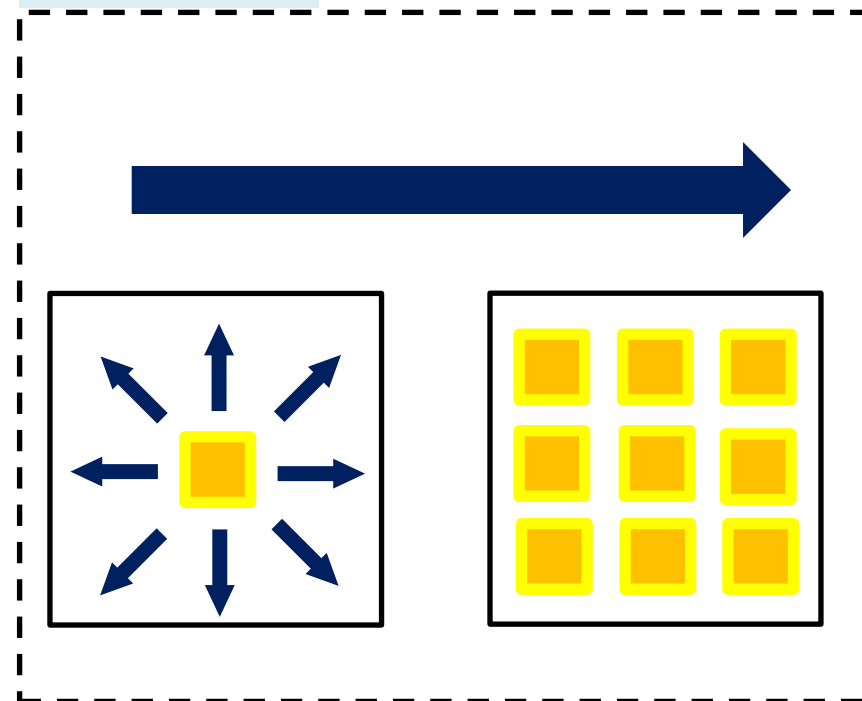
連鎖式方向指示器について

- ③ 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。

【適合例】



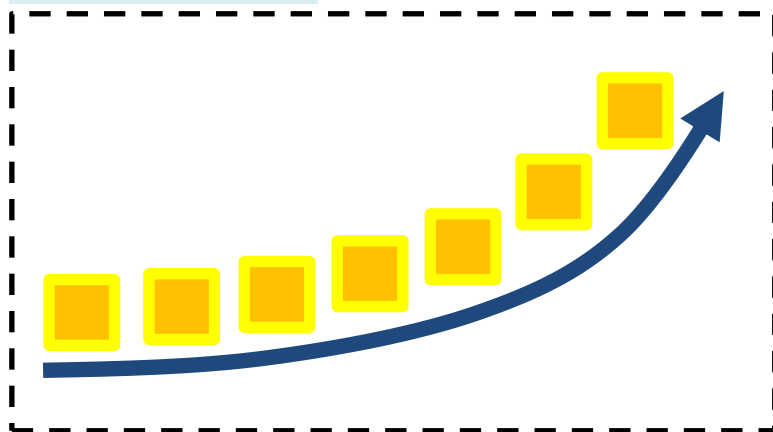
【適合例】



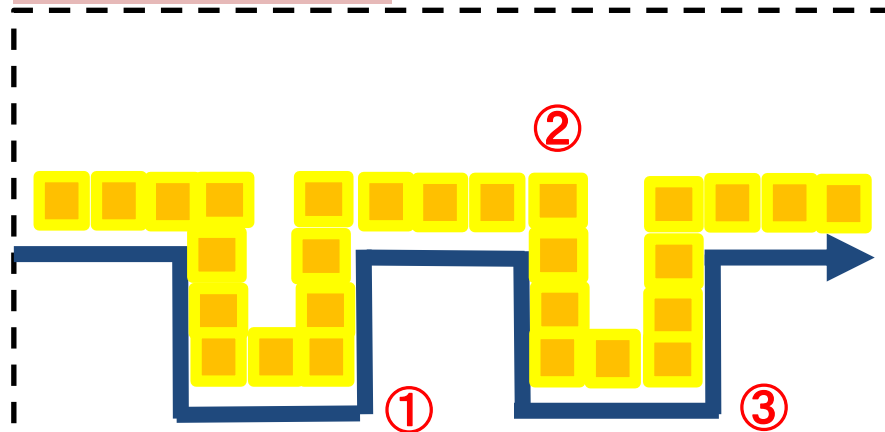
連鎖式方向指示器について

④各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。

【適合例】



【不適合例】

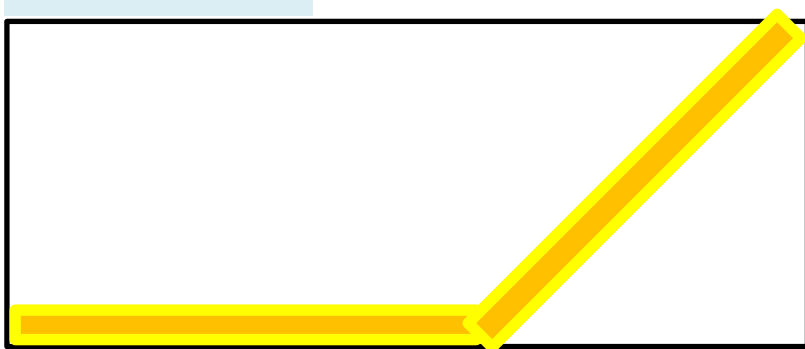


連鎖式方向指示器について

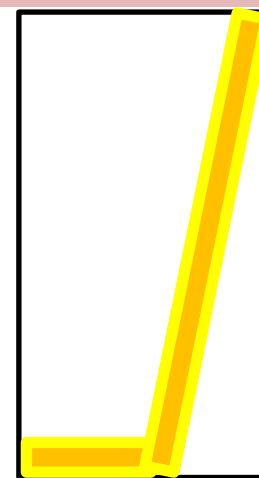
- ⑤方向指示器(③において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る。)の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。

※H面: 灯火器の基準中心(灯火等の製作者が定める基準軸と発光面との交点をいう。)を含む水平面をいう。

【適合例】



【不適合例】



横の長さが縦の長さの1.7倍以上でなければならない

二輪自動車の保安基準改正について

【適用時期】 新型車 令和5年9月1日～

【対象車両】

- ・二輪自動車 ※側車付二輪自動車は除く

【改正概要】

他の交通からの被視認性の向上のため、二輪自動車には、「二輪自動車等の灯火器等の取り付けに係る協定規則（UN-R53）」の要件に適合する昼間走行灯（DRL）を備えることができる。
また、車幅灯及び側方反射器を備えなければならない。

二輪自動車に備える車幅灯について

【車幅灯】

【適用時期】 令和5年9月1日～

・装備要件

自動車の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。
ただし、二輪自動車にあつては、灯光の色が白色である場合に
あつては前面に1個備えればよい。

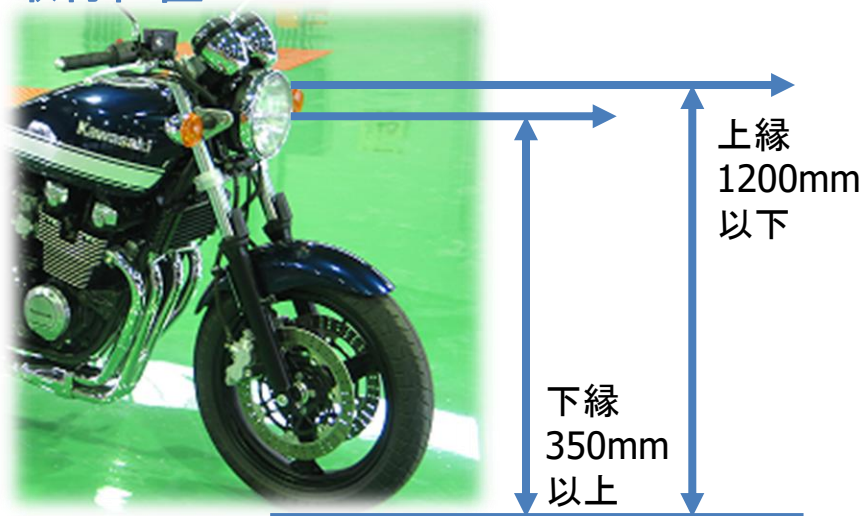
・性能要件

- ①光源 5w以上30w以下
- ②照明部大きさ 15cm²以上
- ③白色または橙色

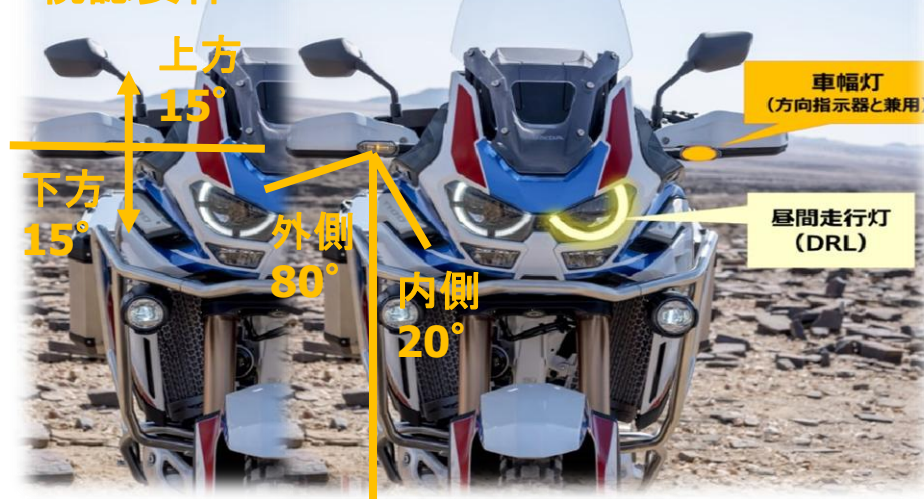
・取付要件

- ①個数 2個。ただし灯光の色が白色である場合は1個。
- ②取付位置 照明部の上縁高さ1200mm以下、下縁350mm以上
- ③視認要件 水平面より 上方 15° 下方 15°
左右それぞれ備えるもの 内側方向 20°
外側方向 80°

取付位置



視認要件



二輪自動車に備える側方反射器について

【側方反射器】

【適用時期】 令和5年9月1日～

・装備要件

二輪自動車の両側面には、側方反射器を備えなければならない。

・性能要件

- ①反射部の大きさ 10cm²以上
- ②橙色または赤色（赤色は側面後部に備える場合のみ）

・取付要件

側面ごとに1個または2個（新車の検査時）

二輪自動車に備える側方反射器について

取付要件

①取付位置 照明部の上縁高さ900mm以下、下縁300mm以上



二輪自動車に備える側方反射器について

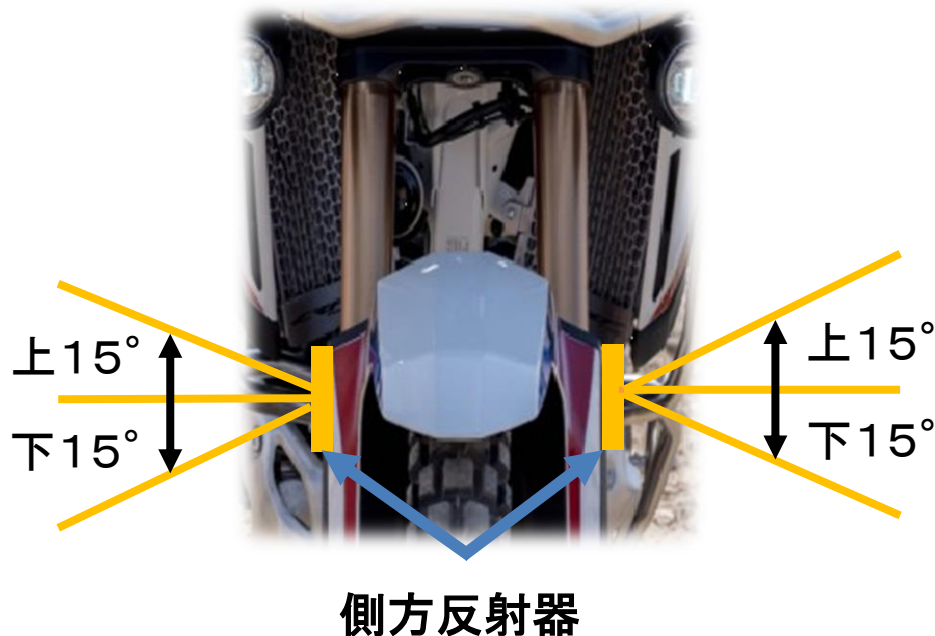
②視認要件

水平面より 上方 15° 下方 15°

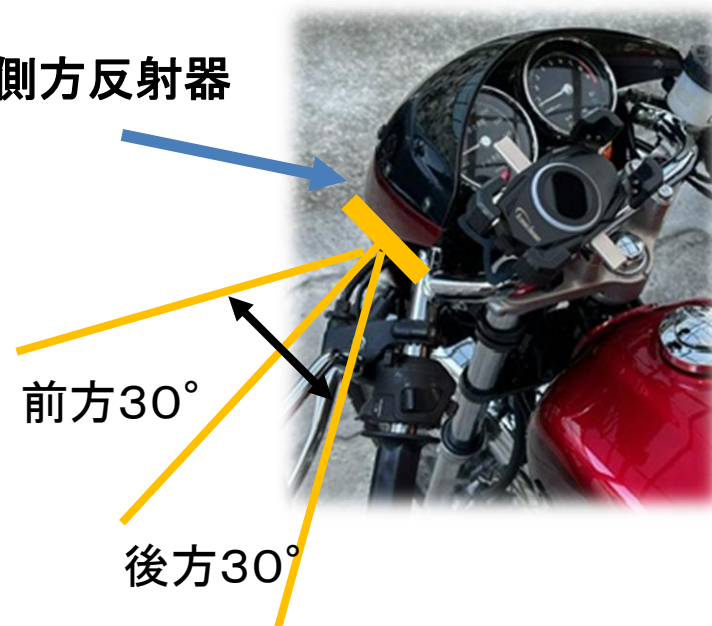
進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の
前方向 30° 後方向 30°

側方反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように
取付けられている場合にあっては、下方 5° の平面

※H面とは反射器の基準中心を含む中心面



側方反射器



令和5年9月1日以降に製作された二輪自動車に 備える灯火の取付け位置について

装置名	個数	上縁高さ	下縁高さ	取付要件	視認要件
走行用前照灯	1個又は2個	1,300mm以下	500mm以上	走行用前照灯は左右同数(1個備える場合を除く。)かつ前面が左右対称の際は対称の位置。側方にすれ違いを備えるものは対称の位置。	
すれ違い用前照灯	1個又は2個	1,200mm以下	500mm以上	前面が左右対称の際は対称の位置。側方に走行用を備えるものは対称の位置。	
前部霧灯	3個以上点灯しないこと	1,200mm以下	250mm以上	1個備える場合を除き左右同数、左右対称の位置。	上方 5° 下方 5° 内側 10° 外側 45°
昼間走行灯	1個又は2個	1,500mm以下	250mm以上	2個備える場合は対称の位置 最内縁420mm以内(すれ違い等と構造上一体及び兼用除く)	上方 10° 下方 10° 内側 10° 外側 20°
尾灯	1個備えればよい	1,500mm以下	250mm以上	左右対称の位置。(後面が左右対称でない自動車除く)	上方 15° 下方 15° 内側 20° 外側 80° 中心に備える時左右80°

装置名	個数	上縁高さ	下縁高さ	取付要件	視認要件
後部霧灯	後部霧灯を備えることができる。	900mm以下	250mm以上	前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあって も点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点 灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯していること。	上方 5° 下方 5° 内側 10° 外側25°
後部反射器	後部反射器を備えなければならない。	900mm以下	250mm以上	両側に備える場合左右対称の位置 1個備える場合車両中心面上	上方 15° 下方 15° 内側 10° 外側 30° H面の高さが地上 750mm未満 下方5° 中心に備える時左右30°
制動灯	1個備えればよい	1,500mm以下	250mm以上	後面の両側に備える場合左右対称の位置	上方 15° 下方 15° 内側 10° 外側 45° 中心に備える時左右45°
方向指示器		1,200mm以下	350mm以上	前方方向指示器、照明部最内縁 240mm以上 後方方向指示器、照明部最内縁 180mm以上	上方 15° 下方 15° 内側 20° 外側 80° H 面の高さが地上750mm未満 下方5°

事故防止について

事故防止について

検査コース内での「暴走」や「運転操作ミス」による事故が多く発生しております。

スピード申告スイッチを取ろうとDレンジのまま降車し、車両が発進。
無人のまま暴走し、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)Dレンジのまま降車したことによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認をお願いします。
慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を心がけて下さい。

P238~P240

機器更新工事について

コース閉鎖のお知らせ

京都事務所

閉鎖コース：2コース(大小兼用)、傾斜角度測定コース

期間：令和8年6月29日～ 令和8年10月16日(予定)

兵庫事務所

閉鎖コース：二輪コース(※)

期間：令和8年9月14日～ 令和8年12月11日(予定)

※閉鎖期間中は、新規コース右隣の臨時コースで二輪車の検査を行います。

京都南事務所

閉鎖コース：2コース(小型マルチ)

期間：令和8年10月13日～ 令和9年2月10日(予定)

機器更新に伴い検査コースの閉鎖をさせていただきます。
工事期間中、皆様方にはご迷惑をお掛けしますが
ご理解ご協力の程よろしくお願いします。



ご清聴ありがとうございました



独立行政法人
自動車技術総合機構